

スマートICの名称（案）について

1. スマートICの名称決定における取扱い

スマートIC [高速道路利便増進事業] 制度実施要綱の運用（平成26年6月 国土交通省）より抜粋

5. スマートICの名称

(1) スマートICの個別箇所の名称の検討について

スマートICの名称については、地区協議会において名称案を検討し、地区協議会で決定された名称案を、会社及び機構に伝えることとする。

(2) 標識適正化委員会への意見聴取について

当該スマートICの名称を地区協議会が検討するにあたっては、標識適正化委員会の事務局に対し、地区協議会の検討状況を伝え、標識適正化委員会の意見も聴取して名称を検討するものとする。

(3) スマートIC名称の原案について

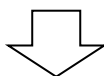
スマートICの名称は、スマートICの利用者に対し、ETC専用のICであることが明確に判別可能な名称とする必要がある。特にSA・PA接続型の場合は、既存のSA・PAに設置される出入口であることが明確に判別可能となる名称とする必要があり、スマートICの名称の検討にあたっては、原則として当該SA・PAの名称を用い、かつ「スマートインターチェンジ」を用いた名称を原案とされたい。

2. スマートICの名称案について

(1) スマートICの利用者に対し、判りやすく簡潔でETC専用のICであることが明確に判断できる。

(2) 所在地を明確に示すことから「滝沢」とし、当該スマートICの位置が人口の約5割を占める市中央部の人口集中地区に近接し、さらに中心市街地（市役所周辺）からのアクセスが最も良いことから「中央」とするものである。

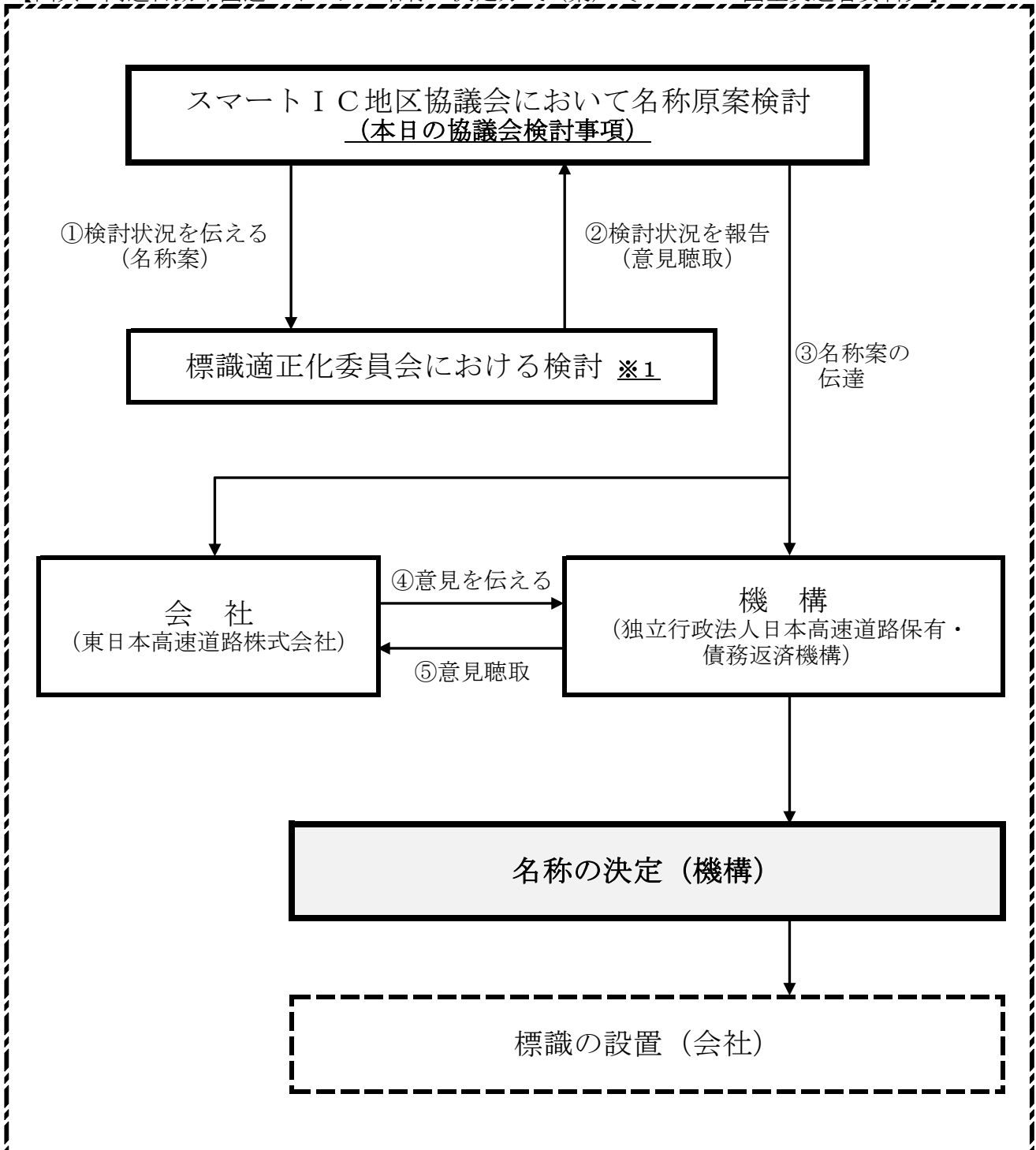
※ 以上のことから、スマートIC [高速道路利便増進事業] 制度実施要綱の運用並びに道路等の名称決定基準（参考）を踏まえ、下記の名称案を提案する。



名称案 **滝沢中央スマートインターチェンジ**

スマート I C の名称決定手順

【出典：高速自動車国道のインター名称の決定方式（案） [H18.12.7 国土交通省資料]】



※1 標識適正化委員会とは、各都道府県に設置され、関係する道路管理者が参画し、標識等の表示内容等を検討する委員会です。

なお、岩手県の場合は「標識適正化委員会」に代わる、「岩手県道路交通環境安全推進連絡会議（安推連）」がこの役割を担っております。

位置図（スマートIC設置個所）

